

# 横須賀市報

号外第4号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

### 条 例

◇公告式条例中一部改正	3
◇横須賀市個人番号の利用に関する条例中一部改正	〃
◇横須賀市行政手続条例中一部改正	〃
◇指定管理者選考委員会等条例中一部改正	4
◇横須賀市地域公共交通活性化協議会条例	〃
◇職員定数条例中一部改正	〃
◇職員の高齢者部分休業に関する条例	〃
◇職員の育児休業等に関する条例等中一部改正	5
◇市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中一部改正	7
◇横須賀市旅費支給条例	12
◇美術館条例中一部改正	13
◇市民活動サポートセンター条例中一部改正	〃
◇手数料条例中一部改正	〃
◇企業立地等促進条例中一部改正	〃
◇憩いの家条例等中一部改正	14

◇横須賀市国民健康保険条例中一部改正	〃
◇児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例等中一部改正	15
◇病児・病後児保育センター条例中一部改正	16
◇横須賀市介護保険条例中一部改正	〃
◇体育会館条例等中一部改正	17
◇みどりの基本条例中一部改正	〃
◇地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例中一部改正	〃
◇廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例中一部改正	〃
◇都市公園条例等中一部改正	18
◇公園墓地条例中一部改正	〃
◇水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例中一部改正	〃
◇横須賀市水道事業給水条例中一部改正	〃
◇横須賀市下水道条例中一部改正	19
◇博物館リニューアル事業者選考委員会条例	〃
上下水道企業管理規程	
◇上下水道事業管理者の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程等中一部改正	〃

## 本号で公布された条例のあらまし

### ○公告式条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 地方自治法の改正に伴い、条例の公布に当たっての市長の署名について、電子署名による方法を可能とする。
- 2 施行期日 令和8年4月1日

### ○横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 個人番号を利用することができる事務として、医療費助成条例に基づく重度障害者の医療費助成に関する事務を追加する。
- 2 施行期日 令和8年4月1日

### ○横須賀市行政手続条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないときに聴聞の通知を行う場合において、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は事務所に設置した電子計算機に表示したものを閲覧することができる状態に置くことにより、当該通知がその者に到達したものとみなす規定を設ける。
- 2 施行期日 令和8年5月21日

### ○指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 うわまち病院指定管理者審査委員会及びうわまち病院病児・病後児保育センター指定管理者審査委員会の名称を変更する。
- 2 施行期日 令和8年4月1日

### ○横須賀市地域公共交通活性化協議会条例（条例第8号）

- 1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するための附属機関として設置する横須賀市地域公共交通活性化協議会について必要な事項を定める。
- 2 施行期日 令和8年4月1日

### ○職員定数条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 執行体制の見直しなどに伴い、職員の定数について、市長の事務部局の職員66人、上下水道局の事務部局の職員6人、教育委員会の事務部局及び学校等の職員6人を減らす。
- 2 施行期日 令和8年4月1日

### ○職員の高齢者部分休業に関する条例（条例第10号）

- 1 地方公務員法に基づく高齢者部分休業に関し必要な事項を定める。
- 2 施行期日 令和8年4月1日

### ○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき職員が育児短時間勤務をすることができる制度を設けることに伴い、職員の育児休業等に関する条例ほか4条例の規定を改める。
- 2 施行期日 令和8年4月1日

### ○市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 神奈川県教育職員の給与と制度の見直しに準じて、一部の職務の級における最低の号給の給料月額を引き上げる。
- 2 施行期日 令和8年4月1日

### ○横須賀市旅費支給条例の全部を改める条例（条例第13号）

- 1 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じて、本市の旅費の支給に関する規定を次のとおり改める。

- (1) 旅行役務提供者が旅費を支払った場合、市が職員に代えて、当該旅行役務提供者に支払うことができるようにする。
  - (2) この条例等の規定に違反した場合の支払った旅費の返納規定を定める。
- 2 施行期日 令和8年4月1日
  - 美術館条例の一部を改正する条例(条例第14号)
    - 1 観覧料について特別企画展に係る区分を設ける。
    - 2 障害者、高校生等に係る観覧料の無料措置を、常設展及び企画展に限定する。
    - 3 施行期日 令和8年9月1日
  - 市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例(条例第15号)
    - 1 毎月第2及び第4月曜日を休館日とする。
    - 2 市民活動サポートセンターの使用時間を改める。
    - 3 施行期日 令和9年4月1日
  - 手数料条例の一部を改正する条例(条例第16号)
    - 1 し尿収集等手数料の規定を改める。
    - 2 日常生活系一般廃棄物収集等手数料、事業系一般廃棄物手数料、小動物の死体収集等手数料及び浄化槽内の汚泥等の収集等手数料の一部を改定する。
    - 3 施行期日 令和8年10月1日
  - 企業立地等促進条例の一部を改正する条例(条例第17号)
    - 1 課税免除及び不均一課税に係る上限額を設ける。
    - 2 奨励金を交付する対象の企業等の規定を改める。
    - 3 施行期日 令和8年4月1日
  - 憩いの家条例等の一部を改正する条例(条例第18号)
    - 1 憩いの家の名称を改める。
    - 2 横須賀市立大楠憩いの家を設置する。
    - 3 横須賀市立大楠憩いの家の管理を指定管理者に行わせる。
    - 4 施行期日 令和8年4月1日
  - 横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例(条例第19号)
    - 1 国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険の保険料の賦課に関する規定を改める。
    - 2 新型コロナに罹患した際に支給していた傷病手当金を廃止する。
    - 3 施行期日 令和8年4月1日
  - 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第20号)
    - 1 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例ほか2条例に規定する人員配置に関する取扱いを改める。
    - 2 施行期日 令和8年4月1日
  - 病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例(条例第21号)
    - 1 病児・病後児保育センターの使用料について、利用料金制度をとることとする。
    - 2 施行期日 令和9年4月1日
  - 横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例(条例第22号)
    - 1 介護保険法施行令の改正により令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例が設けられることに伴い、本市介護保険料率の算定に関する所得の額の算定方法についても同様の特例措置を行うこととする。
    - 2 1に伴い、令和8年度の保険料の減免の特例を設ける。
    - 3 施行期日 令和8年4月1日
  - 体育会館条例等の一部を改正する条例(条例第23号)
    - 1 横須賀市南体育会館の温水プール駐車場の使用料を設ける。
    - 2 施行期日 令和8年10月1日
  - みどりの基本条例の一部を改正する条例(条例第24号)
    - 1 みどりの基本計画の策定において調整を図らなければならない計画に、生物多様性基本法に基づく市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を加える。
    - 2 施行期日 令和8年4月1日
  - 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の一部を改正する条例(条例第25号)
    - 1 エネルギーの使用の合理化に係る施策に、住宅、事務所、工場その他の建築物及びその附帯設備のエネルギー消費量を抑制するための施策を加える。
    - 2 施行期日 令和8年4月1日
  - 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(条例第26号)
    - 1 市及び市から委託された者以外の者が、ごみ集積所から一般廃棄物を収集し、又は運搬した場合等の罰金の額を次のように改めるとともに、両罰規定を設ける。  
5万円以下の過料 → 20万円以下の罰金
    - 2 市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する処分に要する費用の額を改定する。
    - 3 施行期日 令和8年10月1日
  - 都市公園条例等の一部を改正する条例(条例第27号)
    - 1 都市公園条例ほか2条例について、業として行う撮影の使用料を改定する。
    - 2 施行期日 令和8年4月1日
  - 公園墓地条例の一部を改正する条例(条例第28号)
    - 1 墓所の使用許可書の書換えを指定管理者が行うことができるものとする。
    - 2 施行期日 令和8年4月1日
  - 水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例の一部を改正する条例(条例第29号)
    - 1 委員の任期を変更する。
    - 2 下水道管路施設の維持管理等業務を委託する事業者の選定に関し諮問に応ずる附属機関として横須賀市下水道管路施設ウォー

ターPPP（管理・更新一体マネジメント）業務委託事業者選定委員会を設置する。

3 施行期日 令和8年4月1日

○横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 災害その他やむを得ない事由があるときは、他の水道事業管理者が指定した給水装置工事事業者が工事を行うことができることとする。

2 水道料金の基本料金及び従量料金を改定する。

3 施行期日 公布の日。ただし、2については、令和8年10月1日及び令和10年4月1日

○横須賀市下水道条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 災害その他やむを得ない事由があるときは、他の公共下水道管理者が指定した者が工事を行うことができることとする。

2 私設下水道の新設等の工事の計画の確認及び工事検査手数料等を設ける。

3 下水道使用料の基本使用料及び従量使用料を改定する。

4 施行期日 公布の日（令和8年3月30日）。ただし、2の一部については令和8年10月1日並びに3については令和8年10月1日及び令和10年4月1日

○博物館リニューアル事業者選考委員会条例（条例第32号）

1 博物館のリニューアルに係る設計、工事、展示製作等を行う事業者の選考等に関し諮問に応ずる附属機関として、博物館リニューアル事業者選考委員会を設置する。

2 施行期日 令和8年4月1日

条 例

公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第4号

公告式条例の一部を改正する条例

公告式条例（昭和25年横須賀市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「署名」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項に規定する総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第5号

横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市個人番号の利用に関する条例（平成27年横須賀市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

執行機関	事 務
1 市長	医療費助成条例（昭和47年横須賀市条例第21号）の規定による同条例第2条第1項第1号から第4号までに規定する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	医療費助成条例の規定による同条例第2条第1項第5号に規定する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	医療費助成条例の規定による同条例第2条第1項第6号に規定する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	市営住宅条例（平成9年横須賀市条例第38号）の規定による市営住宅（規則で定めるものに限る。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）の規定による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

横須賀市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第6号

横須賀市行政手続条例の一部を改正する条例

横須賀市行政手続条例（平成8年横須賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項前段中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第28条前段中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条後段中「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

2 この条例による改正後の第14条第3項及び第4項（第21条第3項及び第28条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする聴聞、続行期日の指定又は弁明の機会の付与の通知に関する手続について適用し、同日前にした聴聞、続行期日の指定又は弁明の機会の付与の通知に関する手続については、なお従前の例による。

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第7号

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例

指定管理者選考委員会等条例(平成25年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第8項を次のように改める。

8 総合医療センター指定管理者審査委員会

別表第14項を次のように改める。

14 総合医療センター病児・病後児保育センター指定管理者審査委員会

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

横須賀市地域公共交通活性化協議会条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第8号

横須賀市地域公共交通活性化協議会条例

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、横須賀市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の構成)

第2条 協議会の委員は、30人以内とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 協議会の会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第6条 協議会は、専門的な事項を調査審議するため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、10人以内の委員をもって組織し、分科会の委員は、会長が指名する委員とする。

3 第3条から第5条までの規定は、分科会の会議に準用する。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員(委員の職を退いた者も含む。)及び第5条(前条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により協議会に出席した者は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て、会長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第9号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和26年横須賀市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「2,109」を「2,043」に、「298」を「292」に、「443」を「437」に、「3,392」を「3,314」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第10号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業(法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、1週間を通じて職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号)第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第5号)第6条(市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例(昭和30年横須賀市条例第16号)第4条の規定により職員給与条例を準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、初任給調整手当、特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)、管理職手当、産業教育手当、定時制教育手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を職員退職手当条例(昭和30年横須賀市条例第3号)第7条第1項から第5項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第6項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例(令和8年横須賀市条例第10号)第4条」と読み替えるものとする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

職員の子供休業等に関する条例等の一部を改正する条例をこ

ここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

#### 横須賀市条例第11号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年横須賀市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに」に改める。

第3条の見出しを「(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改める。

第8条の次に次の9条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第8条の2 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 第2条第2号に規定する職員
- (3) 第2条第3号に規定する職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条の3 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第8条の6第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第8条の6に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について、育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第8条の4 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横

須賀市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第2項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる形態とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第8条の5 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第8条の6 法第12条において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとする事。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとする事。

(法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第8条の7 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)  
第8条の8 任命権者は、法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第8条の9 退職手当条例第6条の2第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務(法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、同条例第6条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第8条の10 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第9条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(職員定年等条例第11条の規定により採用された職員を除く。次条において同じ。)

第10条第1項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号)」を「勤務時間条例」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年横須賀市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、特定任期付職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号)第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

第7条第3項中「給料月額」の次に「(育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下単に「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の勤務時間は、1週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「(以下「短時間勤務職員」という。)については、これらの日に加えて、」を「については日曜日及び土曜日に加えて」に改め、同条第2項ただし書中「短時間勤務職員については、1週間」を「育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については1週間」に改める。

第4条第2項本文中「短時間勤務職員にあっては、8日」を「育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った日数、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)」を加え、「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「で週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第5条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条第1項本文中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(職員給与条例の一部改正)

第4条 職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条の2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料)

第7条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第5条及び第6条の2から第7条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

第12条第2項第2号及び第14条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

第18条の3第3項中「給料」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)」を加え、同条第4項中「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)」を加える。

第18条の6第3項中「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)」を加える。

(職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第5条 職員特殊勤務手当支給条例(昭和28年横須賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第2項又は第3項」を「第2条第3項又は第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員等の手当)

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)に支給する特殊勤務手当のうち月額で定められているものは、当該月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする。

第11条第3項中「短時間勤務職員」の次に「及び育児短時間勤務職員等」を、「規定する職員」の次に「(育児短時間勤務職員等を除く。)」を加える。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例(昭和46年横須賀市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

~~~~~

市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第12号**

市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の

給与等に関する条例（昭和30年横須賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第5条第1項前段中「（市内出張旅費を除く。）」を削り、「昭和22年横須賀市条例19号」を「令和8年横須賀市条例第13号」に改め、同項後段を削り、同条第2項を削り、同条第3項前段中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条第1項関係）

教 育 職 給 料 表

| 職員の区分 | 職務の級<br>号給 | 給 料 表       |             |             |             |             |
|-------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|       |            | 1 級<br>給料月額 | 2 級<br>給料月額 | 3 級<br>給料月額 | 4 級<br>給料月額 | 5 級<br>給料月額 |
|       | 1          | 212,900     | 234,000     | 298,900     | 361,900     | 448,100     |
|       | 2          | 215,300     | 236,400     | 300,800     | 363,400     | 449,400     |
|       | 3          | 217,600     | 238,800     | 302,700     | 364,900     | 450,600     |
|       | 4          | 219,900     | 241,300     | 304,500     | 366,300     | 451,900     |
|       | 5          | 222,100     | 243,700     | 306,300     | 367,700     | 453,000     |
|       | 6          | 224,400     | 246,100     | 308,200     | 369,000     | 454,100     |
|       | 7          | 226,600     | 248,500     | 310,000     | 370,300     | 455,300     |
|       | 8          | 228,800     | 251,000     | 311,700     | 371,700     | 456,500     |
|       | 9          | 231,000     | 253,400     | 313,400     | 373,100     | 457,800     |
|       | 10         | 233,200     | 255,000     | 315,200     | 374,400     | 459,000     |
|       | 11         | 235,400     | 256,600     | 316,900     | 375,700     | 460,100     |
|       | 12         | 237,600     | 258,200     | 318,500     | 376,900     | 461,200     |
|       | 13         | 239,800     | 259,800     | 320,100     | 378,100     | 462,400     |
|       | 14         | 241,900     | 261,200     | 321,800     | 379,400     | 463,200     |
|       | 15         | 244,000     | 262,600     | 323,600     | 380,600     | 464,000     |
|       | 16         | 246,100     | 264,000     | 325,300     | 381,800     | 464,900     |
|       | 17         | 248,200     | 265,400     | 326,600     | 382,800     | 465,800     |
|       | 18         | 250,000     | 266,600     | 328,500     | 384,000     | 466,200     |
|       | 19         | 251,700     | 267,800     | 330,300     | 385,200     | 466,700     |
|       | 20         | 253,400     | 269,000     | 332,000     | 386,300     | 467,200     |
|       | 21         | 255,100     | 270,300     | 333,600     | 387,300     | 467,700     |
|       | 22         | 256,400     | 271,400     | 335,500     | 388,500     |             |
|       | 23         | 257,700     | 272,500     | 337,200     | 389,700     |             |
|       | 24         | 258,900     | 273,700     | 338,900     | 390,800     |             |
|       | 25         | 260,100     | 275,000     | 340,600     | 391,800     |             |
|       | 26         | 261,300     | 276,700     | 342,300     | 393,000     |             |
|       | 27         | 262,500     | 278,400     | 344,000     | 394,100     |             |
|       | 28         | 263,700     | 280,100     | 345,700     | 395,200     |             |
|       | 29         | 264,800     | 281,800     | 347,400     | 396,300     |             |
|       | 30         | 265,800     | 283,800     | 348,700     | 397,500     |             |
|       | 31         | 266,900     | 286,000     | 350,000     | 398,700     |             |
|       | 32         | 267,900     | 288,200     | 351,300     | 399,800     |             |
|       | 33         | 269,000     | 290,400     | 352,800     | 400,800     |             |
|       | 34         | 270,100     | 292,600     | 354,400     | 401,900     |             |
|       | 35         | 271,300     | 294,800     | 355,900     | 403,100     |             |
|       | 36         | 272,600     | 296,900     | 357,500     | 404,300     |             |
|       | 37         | 273,800     | 298,900     | 358,900     | 405,500     |             |
|       | 38         | 274,900     | 300,800     | 360,500     | 406,800     |             |
|       | 39         | 276,100     | 302,700     | 362,100     | 407,900     |             |
|       | 40         | 277,200     | 304,500     | 363,500     | 409,100     |             |
|       | 41         | 278,500     | 306,300     | 365,000     | 410,200     |             |

|                                    |    |         |         |         |         |
|------------------------------------|----|---------|---------|---------|---------|
|                                    | 42 | 279,500 | 308,200 | 366,600 | 411,500 |
|                                    | 43 | 280,500 | 310,000 | 368,200 | 412,500 |
|                                    | 44 | 281,400 | 311,700 | 369,700 | 413,600 |
|                                    | 45 | 282,000 | 313,400 | 371,200 | 414,800 |
|                                    | 46 | 282,800 | 315,200 | 372,800 | 416,000 |
|                                    | 47 | 283,600 | 316,900 | 374,300 | 417,200 |
|                                    | 48 | 284,400 | 318,500 | 375,800 | 418,400 |
|                                    | 49 | 285,100 | 320,100 | 377,300 | 419,500 |
|                                    | 50 | 285,900 | 321,800 | 378,900 | 420,500 |
|                                    | 51 | 286,600 | 323,600 | 380,500 | 421,800 |
|                                    | 52 | 287,400 | 325,300 | 382,000 | 423,000 |
|                                    | 53 | 288,200 | 326,600 | 383,400 | 424,200 |
|                                    | 54 | 289,000 | 328,500 | 384,800 | 425,300 |
|                                    | 55 | 289,700 | 330,300 | 386,200 | 426,400 |
|                                    | 56 | 290,500 | 332,000 | 387,500 | 427,500 |
|                                    | 57 | 291,200 | 333,600 | 388,800 | 428,500 |
|                                    | 58 | 291,800 | 335,500 | 390,200 | 429,700 |
|                                    | 59 | 292,600 | 337,200 | 391,500 | 430,900 |
|                                    | 60 | 293,400 | 338,900 | 392,800 | 432,100 |
|                                    | 61 | 294,100 | 340,600 | 393,900 | 432,700 |
|                                    | 62 | 294,700 | 342,300 | 395,300 | 433,500 |
|                                    | 63 | 295,500 | 344,000 | 396,600 | 434,200 |
|                                    | 64 | 296,100 | 345,700 | 397,900 | 434,700 |
|                                    | 65 | 297,100 | 347,400 | 399,100 | 435,000 |
|                                    | 66 | 297,900 | 348,700 | 400,400 | 435,300 |
|                                    | 67 | 298,600 | 350,000 | 401,500 | 435,700 |
|                                    | 68 | 299,300 | 351,300 | 402,700 | 436,100 |
|                                    | 69 | 299,900 | 352,800 | 403,900 | 436,400 |
|                                    | 70 | 300,600 | 354,300 | 405,000 | 436,800 |
|                                    | 71 | 301,300 | 355,800 | 406,200 | 437,100 |
|                                    | 72 | 302,000 | 357,300 | 407,400 | 437,400 |
|                                    | 73 | 302,700 | 358,600 | 408,800 | 437,700 |
|                                    | 74 | 303,400 | 360,100 | 409,800 | 438,000 |
|                                    | 75 | 304,100 | 361,600 | 410,800 | 438,300 |
|                                    | 76 | 304,600 | 363,000 | 411,800 | 438,600 |
|                                    | 77 | 305,200 | 364,400 | 412,700 | 438,800 |
|                                    | 78 | 305,800 | 365,900 | 413,700 | 439,100 |
|                                    | 79 | 306,500 | 367,400 | 414,800 | 439,400 |
|                                    | 80 | 307,100 | 368,900 | 415,900 | 439,600 |
| 定年前再任用短<br>時間勤務教育職<br>員以外の教育職<br>員 | 81 | 307,600 | 370,200 | 416,600 | 439,800 |
|                                    | 82 | 308,200 | 371,500 | 417,500 |         |
|                                    | 83 | 308,900 | 372,800 | 418,400 |         |
|                                    | 84 | 309,600 | 374,000 | 419,300 |         |
|                                    | 85 | 310,200 | 375,200 | 420,100 |         |
|                                    | 86 | 311,000 | 376,400 | 420,900 |         |
|                                    | 87 | 311,700 | 377,500 | 421,700 |         |
|                                    | 88 | 312,300 | 378,600 | 422,500 |         |
|                                    | 89 | 313,000 | 379,600 | 423,100 |         |
|                                    | 90 | 313,800 | 380,700 | 423,800 |         |
|                                    | 91 | 314,600 | 381,800 | 424,500 |         |
|                                    | 92 | 315,400 | 382,900 | 425,200 |         |
|                                    | 93 | 315,900 | 384,000 | 425,800 |         |
|                                    | 94 | 316,700 | 385,100 | 426,300 |         |

|     |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|
| 95  | 317,500 | 386,100 | 426,600 |
| 96  | 318,300 | 387,200 | 426,900 |
| 97  | 318,900 | 388,200 | 427,200 |
| 98  | 319,600 | 389,200 | 427,500 |
| 99  | 320,400 | 390,100 | 427,800 |
| 100 | 321,100 | 391,000 | 428,000 |
| 101 | 321,900 | 391,800 | 428,200 |
| 102 | 322,700 | 392,800 | 428,500 |
| 103 | 323,600 | 393,600 | 428,800 |
| 104 | 324,400 | 394,500 | 429,000 |
| 105 | 325,000 | 395,300 | 429,200 |
| 106 | 325,800 | 396,200 | 429,500 |
| 107 | 326,600 | 397,100 | 429,800 |
| 108 | 327,400 | 398,000 | 430,000 |
| 109 | 328,100 | 398,800 | 430,200 |
| 110 | 328,500 | 399,800 | 430,500 |
| 111 | 328,800 | 400,700 | 430,800 |
| 112 | 329,300 | 401,600 | 431,000 |
| 113 | 329,800 | 402,200 | 431,200 |
| 114 | 330,200 | 403,100 | 431,500 |
| 115 | 330,600 | 404,000 | 431,800 |
| 116 | 331,000 | 404,900 | 432,000 |
| 117 | 331,500 | 405,700 | 432,200 |
| 118 | 332,000 | 406,400 | 432,500 |
| 119 | 332,400 | 407,200 | 432,800 |
| 120 | 332,900 | 408,000 | 433,000 |
| 121 | 333,400 | 408,600 | 433,200 |
| 122 | 333,800 | 409,300 |         |
| 123 | 334,200 | 410,000 |         |
| 124 | 334,700 | 410,600 |         |
| 125 | 335,200 | 411,200 |         |
| 126 | 335,500 | 411,900 |         |
| 127 | 335,800 | 412,400 |         |
| 128 | 336,100 | 413,000 |         |
| 129 | 336,300 | 413,600 |         |
| 130 | 336,600 | 414,200 |         |
| 131 | 336,900 | 414,700 |         |
| 132 | 337,100 | 415,200 |         |
| 133 | 337,300 | 415,500 |         |
| 134 | 337,500 | 415,800 |         |
| 135 | 337,700 | 416,000 |         |
| 136 | 338,000 | 416,300 |         |
| 137 | 338,300 | 416,600 |         |
| 138 | 338,500 | 416,900 |         |
| 139 | 338,800 | 417,200 |         |
| 140 | 339,100 | 417,500 |         |
| 141 | 339,300 | 417,800 |         |
| 142 | 339,500 | 418,100 |         |
| 143 | 339,800 | 418,400 |         |
| 144 | 340,000 | 418,700 |         |
| 145 | 340,300 | 418,900 |         |
| 146 | 340,500 | 419,200 |         |
| 147 | 340,800 | 419,500 |         |

|                         |     |         |         |         |         |         |
|-------------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
|                         | 148 | 341,100 | 419,700 |         |         |         |
|                         | 149 | 341,300 | 419,900 |         |         |         |
|                         | 150 | 341,500 | 420,200 |         |         |         |
|                         | 151 | 341,800 | 420,500 |         |         |         |
|                         | 152 | 342,100 | 420,700 |         |         |         |
|                         | 153 | 342,300 | 420,900 |         |         |         |
|                         | 154 |         | 421,200 |         |         |         |
|                         | 155 |         | 421,500 |         |         |         |
|                         | 156 |         | 421,700 |         |         |         |
|                         | 157 |         | 421,900 |         |         |         |
|                         | 158 |         | 422,200 |         |         |         |
|                         | 159 |         | 422,500 |         |         |         |
|                         | 160 |         | 422,700 |         |         |         |
|                         | 161 |         | 422,900 |         |         |         |
|                         | 162 |         | 423,200 |         |         |         |
|                         | 163 |         | 423,500 |         |         |         |
|                         | 164 |         | 423,700 |         |         |         |
|                         | 165 |         | 423,900 |         |         |         |
| 定年前再任用短<br>時間勤務教育職<br>員 |     | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  | 基準給料月額  |
|                         |     | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                         |     | 247,200 | 289,000 | 311,200 | 341,600 | 425,600 |

別表第2 (第3条第1項関係)

中学校任期付教育職給料表

| 号 給 | 給 料 月 額 |
|-----|---------|
|     | 円       |
| 1   | 234,000 |
| 2   | 236,400 |
| 3   | 238,800 |
| 4   | 241,300 |
| 5   | 243,700 |
| 6   | 246,100 |
| 7   | 248,500 |
| 8   | 251,000 |
| 9   | 253,400 |
| 10  | 255,000 |
| 11  | 256,600 |
| 12  | 258,200 |
| 13  | 259,800 |
| 14  | 261,200 |
| 15  | 262,600 |
| 16  | 264,000 |
| 17  | 265,400 |
| 18  | 266,600 |
| 19  | 267,800 |
| 20  | 269,000 |
| 21  | 270,300 |
| 22  | 271,400 |
| 23  | 272,500 |
| 24  | 273,700 |
| 25  | 275,000 |
| 26  | 276,700 |
| 27  | 278,400 |
| 28  | 280,100 |

|    |         |
|----|---------|
| 29 | 281,800 |
| 30 | 283,800 |
| 31 | 286,000 |
| 32 | 288,200 |
| 33 | 290,400 |
| 34 | 292,600 |
| 35 | 294,800 |
| 36 | 296,900 |
| 37 | 298,900 |
| 38 | 300,800 |
| 39 | 302,700 |
| 40 | 304,500 |
| 41 | 306,300 |
| 42 | 308,200 |
| 43 | 310,000 |
| 44 | 311,700 |
| 45 | 313,400 |
| 46 | 315,200 |
| 47 | 316,900 |
| 48 | 318,500 |
| 49 | 320,100 |
| 50 | 321,800 |
| 51 | 323,600 |
| 52 | 325,300 |
| 53 | 326,600 |
| 54 | 328,500 |
| 55 | 330,300 |
| 56 | 332,000 |
| 57 | 333,600 |
| 58 | 335,500 |
| 59 | 337,200 |

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 60  | 338,900 | 113 | 402,200 |
| 61  | 340,600 | 114 | 403,100 |
| 62  | 342,300 | 115 | 404,000 |
| 63  | 344,000 | 116 | 404,900 |
| 64  | 345,700 |     |         |
|     |         | 117 | 405,700 |
| 65  | 347,400 | 118 | 406,400 |
| 66  | 348,700 | 119 | 407,200 |
| 67  | 350,000 | 120 | 408,000 |
| 68  | 351,300 |     |         |
|     |         | 121 | 408,600 |
| 69  | 352,800 | 122 | 409,300 |
| 70  | 354,300 | 123 | 410,000 |
| 71  | 355,800 | 124 | 410,600 |
| 72  | 357,300 |     |         |
|     |         | 125 | 411,200 |
| 73  | 358,600 | 126 | 411,900 |
| 74  | 360,100 | 127 | 412,400 |
| 75  | 361,600 | 128 | 413,000 |
| 76  | 363,000 |     |         |
|     |         | 129 | 413,600 |
| 77  | 364,400 | 130 | 414,200 |
| 78  | 365,900 | 131 | 414,700 |
| 79  | 367,400 | 132 | 415,200 |
| 80  | 368,900 |     |         |
|     |         | 133 | 415,500 |
| 81  | 370,200 | 134 | 415,800 |
| 82  | 371,500 | 135 | 416,000 |
| 83  | 372,800 | 136 | 416,300 |
| 84  | 374,000 |     |         |
|     |         | 137 | 416,600 |
| 85  | 375,200 | 138 | 416,900 |
| 86  | 376,400 | 139 | 417,200 |
| 87  | 377,500 | 140 | 417,500 |
| 88  | 378,600 |     |         |
|     |         | 141 | 417,800 |
| 89  | 379,600 | 142 | 418,100 |
| 90  | 380,700 | 143 | 418,400 |
| 91  | 381,800 | 144 | 418,700 |
| 92  | 382,900 |     |         |
|     |         | 145 | 418,900 |
| 93  | 384,000 | 146 | 419,200 |
| 94  | 385,100 | 147 | 419,500 |
| 95  | 386,100 | 148 | 419,700 |
| 96  | 387,200 |     |         |
|     |         | 149 | 419,900 |
| 97  | 388,200 | 150 | 420,200 |
| 98  | 389,200 | 151 | 420,500 |
| 99  | 390,100 | 152 | 420,700 |
| 100 | 391,000 |     |         |
|     |         | 153 | 420,900 |
| 101 | 391,800 | 154 | 421,200 |
| 102 | 392,800 | 155 | 421,500 |
| 103 | 393,600 | 156 | 421,700 |
| 104 | 394,500 |     |         |
|     |         | 157 | 421,900 |
| 105 | 395,300 | 158 | 422,200 |
| 106 | 396,200 | 159 | 422,500 |
| 107 | 397,100 | 160 | 422,700 |
| 108 | 398,000 |     |         |
|     |         | 161 | 422,900 |
| 109 | 398,800 | 162 | 423,200 |
| 110 | 399,800 | 163 | 423,500 |
| 111 | 400,700 | 164 | 423,700 |
| 112 | 401,600 |     |         |
|     |         | 165 | 423,900 |

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 前項に規定する日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員のうち、切替日に当該教育職員の受ける給料月額（以下この項において「切替日給料月額」という。）が切替日の前日に当該教育職員が受けていた給料月額（以下この項において「切替日前給料月額」という。）に達しないこととなる教育職員には、令和9年3月31日までの間、改正後の条例の規定により当該教育職員の受ける給料月額のほか、切替日前給料月額と切替日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員（前項に規定する教育職員を除く。）のうち、同項の規定による給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、令和9年3月31日までの間、当該教育職員の受ける給料月額のほか、教育委員会が別に定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 4 前2項の規定による給料を支給される教育職員に対する市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例（以下「条例」という。）附則第7項及び第9項の規定の適用については、条例附則第7項中「応じた額」とあるのは「応じた額と市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年横須賀市条例第12号）附則第2項又は第3項の規定による給料の額との合計額」と、条例附則第9項中「給料月額に」とあるのは「給料月額と市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年横須賀市条例第12号）附則第2項又は第3項の規定による給料の額との合計額に」とする。
- 5 附則第2項又は第3項の規定による給料を支給される教育職員に対する市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例（昭和46年横須賀市条例第51号）第3条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額」とあるのは「給料月額と市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年横須賀市条例第12号）附則第2項又は第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

~~~~~  
横須賀市旅費支給条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第13号

横須賀市旅費支給条例

横須賀市旅費支給条例（昭和22年横須賀市条例第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 本市職員が公務のため旅行するときは、この条例の定めるところにより旅費を支給する。

（定義）

- 第2条 この条例において「職員」とは、市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員を除き、本市に常時勤務する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。
- 2 この条例において「出張」とは、職員が公務のため一時その勤務地（任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- 3 この条例において「赴任」とは、新たに採用された職員（任命権者が特に認めた者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
- 4 この条例において「旅行役務提供者」とは、旅行者（旅

行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この項において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）  
第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。ただし、第1号に該当する場合であっても、刑事裁判又は懲戒処分により解職となったときは、この限りでない。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職又は休職となった場合 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 前2項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅費の計算）  
第4条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、市長が規則で定める種目及びその内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務の都合又は天災その他市長が認める事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行できない場合は、その現に経過した経路及び方法によって計算する。

第5条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費の額は、退職又は休職した地から次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる場所に至る前職又は本職相当の額とし、旅行日数は、次条の規定により計算した日数による。

- (1) 職員が出張する場合 旧勤務地
- (2) 職員が赴任する場合 新勤務地

2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費の額は、市長が別に定めるものとする。  
（旅行日数）

第6条 旅行日数は、公務のため要した日数による。

（採用時の旅費）

第7条 新たに任用するため招致せられた者には、新任職相当の旅費を支給することができる。

（赴任の旅費）

第8条 官公吏その他在職中の者であって、本市に就職するため退官、退職又は休職となった者には、前条に規定するもののほか、旧住所地から新住所地に至る旅費を支給することができる。

2 職員で公務のため転勤を命ぜられた場合、市長が特に移転を要すると認めたものに限り旧住所地から新住所地に至る旅費を支給することができる。

（事務引継ぎ等の旅費）

第9条 事務引継ぎ、残務整理等のため、退職又は休職となった者に出張を命じた場合においては、前職又は本職相当の旅費を支給する。

（外国出張の旅費）

第10条 外国に出張を要する者に対する旅費の額は、国家公務員の旅費支給の例に準じ、市長がこれを定める。

（旅費の変更等）

第11条 旅費の支給を受けることができる者が、その出発前又は旅行中に出張命令等の変更（取消しを含む。）を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額又は支出を要する金額で市長が定めるものを旅費として支給す

ることができる。

第12条 市長は、必要に応じて旅費を減じ、又は旅費の全部若しくは一部を支給しないことができる。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、旅費を増額して支給することができる。

(職員以外の者の旅費)

第13条 職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ公務の遂行を援助するため旅行した場合その他市長が特に必要と認めた場合には、職員の例に準じ旅費を支給することができる。

2 前項に規定する旅費の額は、市長が定める。

(旅費の返納)

第14条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(その他の事項)

第15条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(市内出張旅費支給条例の廃止)

2 市内出張旅費支給条例(昭和26年横須賀市条例第29号)は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の横須賀市旅費支給条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)の規定は、この条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

4 新条例第14条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年横須賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「昭和22年横須賀市条例第19号」を「令和8年横須賀市条例第13号」に改める。

(横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第14条中「(昭和22年横須賀市条例第19号)及び市内出張旅費支給条例(昭和26年横須賀市条例第29号)」を「(令和8年横須賀市条例第13号)」に改める。

(消防団条例の一部改正)

7 消防団条例(昭和39年横須賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第15条前段中「昭和22年横須賀市条例第19号」を「令和8年横須賀市条例第13号」に改め、同条後段を削る。

美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第14号

美術館条例の一部を改正する条例

美術館条例(平成18年横須賀市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「企画展」の次に「又は特別企画展」を加え

る。

別表第1項の表に次のように加える。

特別企画展	未就学児	1人1日につき	0
	上記以外の者		その都度市長が定める額

別表第1項の表備考に関する部分各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、特別企画展を除く。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第15号

市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例

市民活動サポートセンター条例(平成11年横須賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

サポートセンターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月第2及び第4月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第9条第1号中「午後10時まで」を「午後9時(日曜日においては、午後6時)まで」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第16号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第5第1項第1号ア中「もの」の次に「(イに掲げるものを除く。)」を加え、同号イ及びウを次のように改める。

イ 一般家庭から排出されるもののうち、月額による徴収が適当でないと市長が認めるもの 便槽1基につき2,200円

ウ 一般家庭以外から排出されるもの 便器1器(小便器は3器ごとに1器として扱うこととする。)につき4,400円

別表第5第1項第2号ア中「200円」を「300円」に改め、同号イ(ア)中「4,300円」を「7,000円」に改め、同号イ(イ)及び同号ウ中「520円」を「800円」に改め、同号エ(ア)中「150円」を「200円」に、「2,000円」を「3,000円」に改め、同号エ(イ)及び同項第3号中「150円」を「200円」に改め、同項第4号ア(ア)中「2,100円」を「7,200円」に改め、同号ア(イ)中「3,150円」を「8,400円」に改め、同号ア(ウ)中「4,200円」を「9,600円」に改め、同号ア(エ)中「5,250円」を「10,800円」に改め、同号イ中「3,060円」を「3,800円」に改め、同号ウ中「2,040円」を「3,000円」に改め、同項第5号ア(オ)中「4,980円」を「7,470円」に改め、同号イ(ケ)中「2,480円」を「3,720円」に改め、同号ウ中「220円」を「440円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

企業立地等促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第17号

企業立地等促進条例の一部を改正する条例

企業立地等促進条例(平成10年横須賀市条例第13号)の一部

を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「1 回限りとする。」を「1 回限りとし、当該奨励措置を講ずる期間の賦課対象年度ごとの課税免除する固定資産税額及び都市計画税額並びに事業所税額の合計額（不均一課税にあっては、当該不均一課税が適用されない場合の固定資産税額及び都市計画税額の合計額と当該不均一課税が適用される場合のこれらの税額の合計額の差額）は、2 億円を限度とする（第 1 号及び第 2 号の課税免除にあっては、当該課税免除の総額は、10 億円を限度とする。）」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「であって、本市の産業の振興への寄与が特に期待できるもの」を削り、同項第 1 号中「立地」を「新規性の高い、又は新たな市場の開拓に係る製品の製造又は開発を行う事業の立地」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の企業立地等促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に奨励措置の適用の申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

憩いの家条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第18号

憩いの家条例等の一部を改正する条例

(憩いの家条例の一部改正)

第 1 条 憩いの家条例（昭和50年横須賀市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(位置及び名称)

第 2 条 会館の位置及び名称は、次のとおりとする。

位 置	名 称
横須賀市公郷町 6 丁目 1 番地	横須賀市立公郷憩いの家
横須賀市芦名 1 丁目29番 1 号	横須賀市立大楠憩いの家

第15条を第16条とし、第14条の次に次の 1 条を加える。  
(損害の賠償)

第15条 使用者が会館の建物及び備付器具を亡失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(老人憩いの家等条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 老人憩いの家等条例の一部を改正する条例（令和 7 年横須賀市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち憩いの家条例第 4 条の改正規定中「掲げる会館」の次に「（横須賀市立公郷憩いの家（以下「公郷憩いの家」という。）に限る。以下この条及び第 7 条において同じ。）」を加える。

第 2 条のうち憩いの家条例第 8 条第 2 項の改正規定を次のように改める。

第 8 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に公郷憩いの家の休館日を変更し、又は設けることができる。

第 2 条のうち憩いの家条例第 9 条ただし書、第10条、第11条、第12条及び第13条各号列記以外の部分の改正規定を次のように改める。

第 9 条ただし書中「市長」の次に「（公郷憩いの家にあつては、指定管理者）」を加える。

第10条第 1 項各号列記以外の部分中「市長」の次に「（公郷憩いの家にあつては、指定管理者）」を加え、同項第 4 号中「市長」の次に「又は指定管理者」を加え、同条第 2 項中「市長」の次に「及び指定管理者」を加える。

第11条中「特別な」を「特別の」に、「寄付」を「寄附」

に、「市長」の次に「（公郷憩いの家にあつては、指定管理者）」を加える。

第12条中「市長」の次に「（公郷憩いの家にあつては、指定管理者）」を加える。

第13条各号列記以外の部分中「市長」の次に「及び指定管理者」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に第 1 条の規定による改正前の憩いの家条例第10条の規定により使用許可を受けている者は、第 1 条の規定による改正後の憩いの家条例第10条の規定による許可を受けたものとみなす。

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第19号

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横須賀市国民健康保険条例（昭和34年横須賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条の 2 を次のように改める。

(保険料の賦課額)

第10条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362 号。以下「令」という。）第29条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の 3 第 1 号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同条第 2 号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第14条第 1 項第 3 号ア及び第14条の 6 第 1 項第 3 号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第14条の12中「及び第14条の 9」を「、第14条の 9 及び第14条の14」に改め、同条を第14条の17とし、第14条の11の次に次の 5 条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の12 毎年度における保険料のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の 2、第19条の 3 及び第19条の 4 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）

の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として市長が定める額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第14条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の規定により算定した場合において子ども・子育て納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第14条の14 第12条の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額について準用する。この場合において、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第14条の15 第14条の13の賦課額は、令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

（子ども・子育て支援納付金の保険料率）

第14条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第14条の12第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の25に相当する額を当該年度における被保険者の見込数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の12第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度における18歳以上被保険者の見込数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の25に相当する額を当該年度における被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計額を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、こ

れを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

第19条中「若しくは第14条の8」を「、第14条の8若しくは第14条の13」に改め、「第19条の3第1項（同条第3項）の次に「及び第4項」を加え、「若しくは第19条の4第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」を「、第19条の4第1項（同条第3項から第5項までにおいて準用する場合を含む。）若しくは第19条の5第1項」に改める。

第19条の2第1項中「令第29条の7第5項第1号」を「令第29条の7第6項第1号」に、「又は第14条の8第1項」を「若しくは第14条の8第1項」に改め、「世帯別平等割額」の次に「又は第14条の13第1項に規定する被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額」を加え、同条第2項中「被保険者均等割額」の次に「、18歳以上被保険者均等割額」を加える。

第19条の3に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の16第3項」と読み替えるものとする。

第19条の4に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の13」と、同項第1号中「第12条」とあるのは「第14条の14」と、同項第2号中「第14条」とあるのは「第14条の16」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の16第2項」と読み替えるものとする。

第19条の4の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2、第19条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項又は第19条の4第5項の規定により読み替えられた同条第1項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第14条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条の16第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第21条第1項各号列記以外の部分中「6箇月」の次に「（急病等により保険医療機関又は保険薬局から療養を受けた被保険者に係る保険料の納付については、資力の状況に照らして1年）」を加える。

附則第7項から第13項までを削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第20号

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

等の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部改正)  
**第 1 条** 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(令和 3 年横須賀市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第 2 項」を削る。  
 (幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第 2 条** 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 2 年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「附則第 5 条から第 9 条まで」を「附則第 5 条から第 7 条まで及び第 9 条」に改める。

(認定こども園の要件を定める条例の一部改正)

**第 3 条** 認定こども園の要件を定める条例(平成30年横須賀市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「附則第 3 項から第 8 項まで」を「附則第 3 項から第 6 項まで及び第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
 病児・病後児保育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月30日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第21号**

病児・病後児保育センター条例の一部を改正する  
 条例

病児・病後児保育センター条例(平成15年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 5 項を加える。

2 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に施設の使用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

3 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者(第11条第 1 項の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 使用者が前項の規定により支払う利用料金の額は、第12条第 2 項に規定する使用料と同額とし、同条第 3 項の規定に準じて納入しなければならない。

5 指定管理者は、利用料金の減免及び還付については、第13条及び第14条の規定に準じて行うものとする。

6 第12条から第14条までの規定は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

第12条第 1 項中「前条第 1 項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「使用者」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
 横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月30日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第22号**

横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例

横須賀市介護保険条例(平成12年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

**第11条** 第 1 号被保険者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者(同法第 294 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条において同じ。)のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第 1 項に規定する給与所得をいう。以下同じ。)が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万円以上65万円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第11条(第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第 7 号ア中「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第11条(第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第 7 号ア中「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第11条(第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第 7 号ア中「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

3 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第11条(第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア及び第19号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第 7 号ア中「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4

第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) 」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与と所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に65万円から令和 7 年給与所得控除額(令和 7 年中の所得税法第28条第 1 項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第13号)第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5 の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。) 」とする。

(令和 8 年度分の保険料の減免の特例)  
 第12条 第19条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料については、市長が別に定めるところにより減免することができる。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第 412 号)附則第25条の規定により令和 8 年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなされた者
  - (2) 令和 7 年度分の地方税法の規定による市民税が課されていない者
- 2 第19条の規定にかかわらず、前項各号のいずれにも該当する者の属する世帯の第 1 号被保険者(前項に規定する者を除く。)の令和 8 年度分の保険料については、市長が別に定めるところにより減免することができる。ただし、当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯員のうちに令和 8 年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者(介護保険法施行令附則第25条の規定により市民税が課されている者とみなされた者を除く。)がいる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
 体育会館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第23号

体育会館条例等の一部を改正する条例

(体育会館条例の一部改正)

第 1 条 体育会館条例(昭和29年横須賀市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項ただし書中「及び温水プール」を「、温水プール及び温水プール駐車場」に改める。

第16条中「寄付」を「寄附」に改める。

別表第 3 項に次の 1 号を加える。

(4) 温水プール駐車場

区 分		金 額
平日	普通	30分まで 円 0
		1 回30分を超えた場合は、30分を超えた時間30分までごとに 100 円を加算する。ただし、700 円を超えたときは、700 円とする。
土曜日、日曜日及び休日	普通	30分まで 0
		1 回30分を超えた場合は、30分を超えた時間30分までごとに 150 円を加算する。ただし、800 円を超えたときは、800 円とする。

別表備考に関する部分に次の 1 項を加える。

14 普通とは車体の高さが 2.7 メートル未満の自動車をいう。

(文化会館条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 文化会館条例等の一部を改正する条例(令和 7 年横須賀市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第 8 条のうち体育会館条例別表第 1 項第 1 号ア(イ)の改正規定中

99,600	99,600	146,400
99,600	99,600	146,400

を

109,200	109,200	156,000
109,200	109,200	156,000

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第16条の改正規定及び第 2 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の体育会館条例の規定(第16条に係る部分を除く。)は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

~~~~~  
 みどりの基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第24号

みどりの基本条例の一部を改正する条例

みどりの基本条例(平成23年横須賀市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「みどりは」の次に「、生物多様性の確保のための基盤となり」を加える。

第 9 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条第 1 項に規定する市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

第12条中「重要性等」を「重要性、生物多様性の確保等」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第25号

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例の一部を改正する条例

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例(令和 3 年横須賀市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(民生部門・産業部門におけるエネルギーの使用の合理化)」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 住宅、事務所、工場その他の建築物及びこれらの附帯設備のエネルギー消費量を抑制するための施策

第13条の見出しを「(運輸部門におけるエネルギーの使用の合理化)」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第26号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する  
条例の一部を改正する条例

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成  
5年横須賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第49条の見出しを「（罰則）」に改め、同条中「5万円」を  
「20万円」に、「過料」を「罰金」に改める。

本則に次の1条を加える。

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ  
他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反  
行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に  
対しても同条の罰金刑を科する。

別表中「1キログラム」を「10キログラム」に、「15円」を  
「200円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第27号

都市公園条例等の一部を改正する条例

（都市公園条例の一部改正）

第1条 都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部  
を次のように改正する。

別表第3第1号ウの表業として行う写真撮影の項中  
「20,950」を「10,000」に改め、同表業として行う映画の  
撮影又は興行の項中「又は興行」を削り、「41,900」を  
「20,000」に改め、同項の次に次のように加える。

|    |       |        |
|----|-------|--------|
| 興行 | 1日につき | 41,900 |
|----|-------|--------|

（ボートパーク条例の一部改正）

第2条 ボートパーク条例（平成18年横須賀市条例第69号）の  
一部を次のように改正する。

別表第2中「20,950」を「10,000」に、「41,900」を  
「20,000」に改める。

（港湾緑地条例の一部改正）

第3条 港湾緑地条例（平成4年横須賀市条例第28号）の一部  
を次のように改正する。

別表第3中「20,950」を「10,000」に、「41,900」を  
「20,000」に改める。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の都市公園条例の規定は、この  
条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものにつ  
いて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものにつ  
いては、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後のボートパーク条例の規定は、  
この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったもの  
について適用し、同日前に使用の許可の申請があったもの  
については、なお従前の例による。
- 第3条の規定による改正後の港湾緑地条例の規定は、この  
条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものにつ  
いて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものにつ  
いては、なお従前の例による。

公園墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第28号

公園墓地条例の一部を改正する条例

公園墓地条例（昭和55年横須賀市条例第16号）の一部を次  
のように改正する。

第21条第1項及び第32条第1項中「市長」を「指定管理者」  
に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例  
の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第29号

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定  
委員会条例の一部を改正する条例

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例  
（平成25年横須賀市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項本文中「1年」を「2年以内」に改める。

別表に次のように加える。

|                                                                |                                               |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 横須賀市下水道管路施設<br>ウォーターPPP（管理・<br>更新一体マネジメント）<br>業務委託事業者選定委員<br>会 | 下水道管路施設の維持管理等業<br>務を委託する事業者の選定に関<br>して審議すること。 |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公  
布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第30号

横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第  
24号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が災害その他やむを得ない事由があると  
認めるときは、他の水道事業者（法第3条第5項に規定す  
る水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が  
指定をした者が工事を行うことができる。

第29条第1号の表以外の部分中「890円」を「920円」に

改め、同号の表中「800円」を「920円」に、

「1,800円」を「2,150円」に、「5,000円」を「6,500円」  
に、「10,500円」を「13,700円」に、「37,000円」を  
「51,800円」に、「82,000円」を「115,000円」に、「156,000  
円」を「219,000円」に、「370,000円」を「518,000円」  
に、「1,160,000円」を「1,630,000円」に、「2,600,000円」  
を「3,640,000円」に改め、同条第2号の表以外の部分中  
「47円」を「50円」に改め、同号の表中「15円」を「25円」  
に、「155円」を「165円」に、「190円」を「210円」に、  
「245円」を「275円」に、「270円」を「300円」に、  
「290円」を「320円」に改める。

第35条第4項本文中「前納とする」を「管理者が指定する  
期日までに納付しなければならない」に改め、同項ただし書  
を削る。

第2条 横須賀市水道事業給水条例の一部を次のように改正す  
る。

第29条第1号の表以外の部分中「920円」を「1,010円」  
に改め、同号の表中「920円」を「1,010円」に、「2,150  
円」を「2,400円」に、「6,500円」を「7,500円」に、  
「13,700円」を「15,800円」に、「51,800円」を「64,800  
円」に、「115,000円」を「144,000円」に、「219,000円」  
を「273,000円」に、「518,000円」を「648,000円」に、  
「1,630,000円」を「2,030,000円」に、「3,640,000円」を  
「4,550,000円」に改め、同条第2号の表以外の部分中「50  
円」を「55円」に改め、同号の表中「25円」を「30円」に、  
「165円」を「170円」に、「210円」を「220円」に、  
「275円」を「290円」に、「300円」を「315円」に、  
「320円」を「335円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第29条の改正規定 令和8年10月1日
- (2) 第2条の規定 令和10年4月1日

横須賀市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第31号

横須賀市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「し尿浄化そう」を「し尿浄化槽」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、他の公共下水道管理者(法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)が指定をした者が工事を行うことができる。

第11条中「し尿浄化そう」を「し尿浄化槽」に改める。

第25条の2第2項本文中「前納とする」を「管理者が指定する期日までに納付しなければならない」に改め、同項ただし書を削る。

別表中「928円」を「988円」に、「15円」を「16円」に、「135円」を「143円」に、「198円」を「211円」に、「279円」を「297円」に、「370円」を「394円」に、「461円」を「488円」に改める。

第2条 横須賀市下水道条例の一部を次のように改正する。

第25条の2第3項中「第1項」の次に「から第3項まで」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

管理者は、私設下水道の新設等の工事の計画の確認及び工事検査手数料として1件につき12,000円を申請者から徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、私設下水道のうち公共下水道等に近接するますのみを設置する先行工事又は雨水のみを排除する私設下水道の新設等を行う工事の計画の確認及び工事検査手数料については、1箇所につき5,000円を申請者から徴収する。

別表中「988円」を「1,034円」に、「16円」を「17円」に、「143円」を「148円」に、「211円」を「220円」に、「297円」を「310円」に、「394円」を「410円」に、「488円」を「508円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表の改正規定及び第2条中第25条の2の改正規定 令和8年10月1日
- (2) 第2条中別表の改正規定 令和10年4月1日

2 指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

博物館リニューアル事業者選考委員会条例をここに公布する。  
令和8年3月30日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第32号

博物館リニューアル事業者選考委員会条例

(設置)

第1条 博物館のリニューアルに係る設計、工事、展示製作等を行う事業者の選考等に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4

第3項の規定による附属機関として、博物館リニューアル事業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の選考基準等について検討し、教育委員会に意見を具申すること。
- (2) 事業者の提案書等を審査し、教育委員会に意見を具申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 市職員

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員(委員の職を退いた者を含む。)及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

## 上下水道企業管理規程

### 横須賀市上下水道企業管理規程第1号

上下水道事業管理者の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

(上下水道事業管理者の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部改正)

第1条 上下水道事業管理者の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程(平成13年横須賀市水道企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表給排水課の項中「第11条第1項」を「第11条第1項本文」に改める。

(横須賀市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第2条 横須賀市水道事業給水条例施行規程(昭和33年横須賀市水道企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第11条」を「第11条第1項本文」に改める。

(指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第3条 指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第11条第1項」を「第11条第1項本文」

に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。